

令和7年度

第1回釧路市国民健康保険 事業の運営に関する協議会

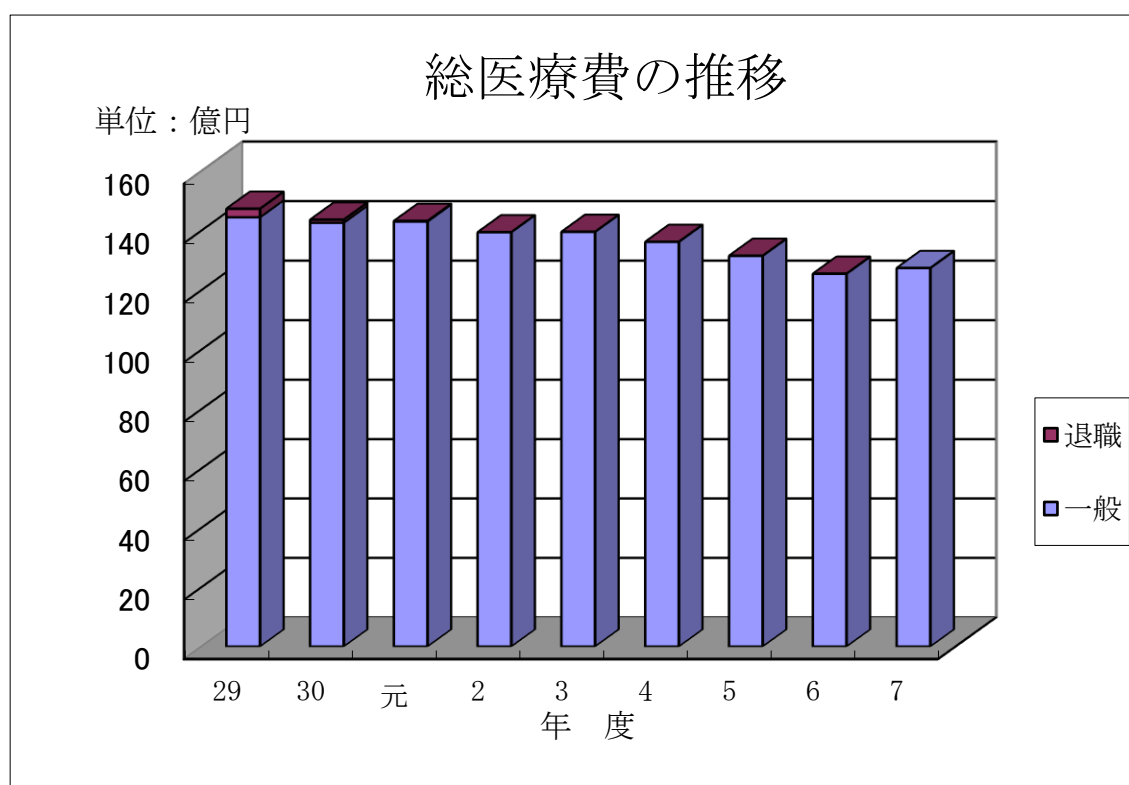
〔 参 考 資 料 〕

目 次

グラフ

総医療費の推移	1 頁
保険料調定額と収納額・収納率の状況（現年度分）	2 頁
世帯数及び被保険者数の推移	3 頁
1 人当たり費用額（令和 5 年度実績）	4 頁
保健事業の年度別状況	5 頁
特定健康診査受診率、特定保健指導実施率、後発医薬品 （ジェネリック医薬品）数量シェアの推移について	6 ～ 7 頁
国民健康保険事業の運営に関する協議会について	8 頁
釧路市国民健康保険事業の運営に関する協議会に 関係する規定	9 ～ 11 頁

総医療費の推移



総医療費の推移（実支払額ベース）

（単位：千円）

年度	一般	退職	合計	一般伸び率	退職伸び率	合計伸び率
29	14,447,278	284,558	14,731,836	-1.97%	-47.03%	-3.56%
30	14,263,965	101,163	14,365,128	-1.27%	-64.45%	-2.49%
元	14,302,809	18,909	14,321,718	0.27%	-81.31%	-0.30%
2	13,943,453	9	13,943,462	-2.51%	-99.95%	-2.64%
3	13,956,165	0	13,956,165	0.09%	-100.00%	0.09%
4	13,620,824	0	13,620,824	-2.40%	-	-2.40%
5	13,151,804	0	13,151,804	-3.44%	-	-3.44%
6	12,549,039	-	12,549,039	-4.58%	-	-4.58%
7	12,741,582	-	12,741,582	1.53%	-	1.53%

※7年度は、予算の数値

※6年度より退職者医療制度は廃止

※総医療費は、保険者負担額と本人負担額を合算した医療費の総額

※数字は、釧路市年報を使用（3月～2月ベース）

保険料調定額と収納額（現年度分）

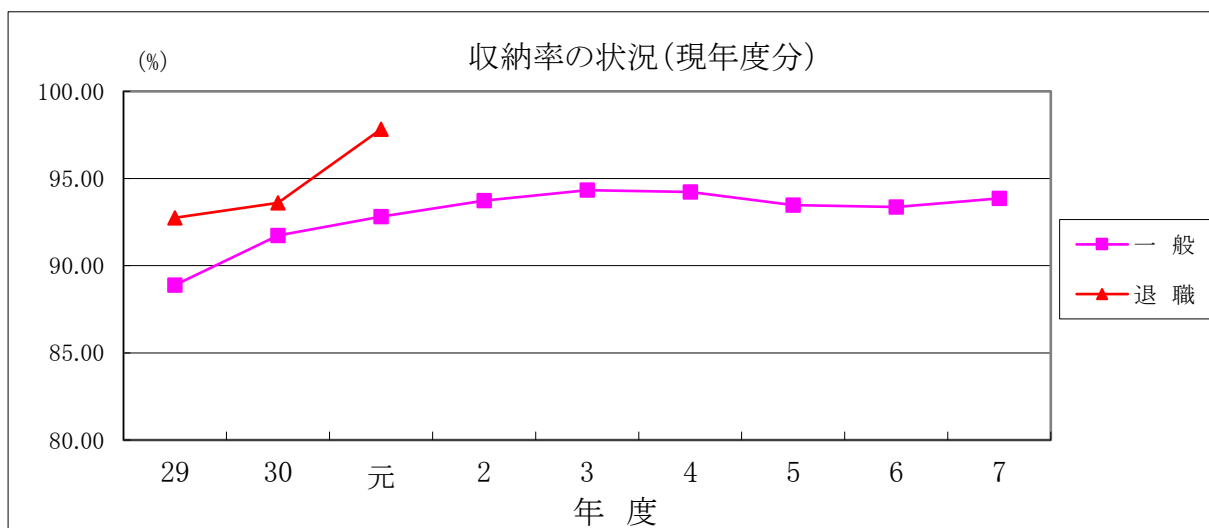
（単位：千円）

年 度	合計調定額	合計収納額	一般調定額	一般収納額	退職調定額	退職収納額
29	3,206,913	2,853,018	3,143,085	2,793,819	63,828	59,199
30	2,923,573	2,682,114	2,905,511	2,665,208	18,062	16,906
元	2,795,639	2,595,145	2,792,624	2,592,196	3,015	2,949
2	2,721,127	2,550,504	2,721,127	2,550,504	0	0
3	2,645,566	2,495,572	2,645,566	2,495,572	0	0
4	2,437,024	2,296,088	2,437,024	2,296,088	0	0
5	2,437,690	2,278,827	2,437,690	2,278,827	0	0
6	2,421,091	2,260,515	2,421,091	2,260,515	－	－
7	2,269,375	2,130,069	2,269,375	2,130,069	－	－

※7年度は予算の数値

※6年度より退職者医療制度は廃止

収納率の状況（現年度分）



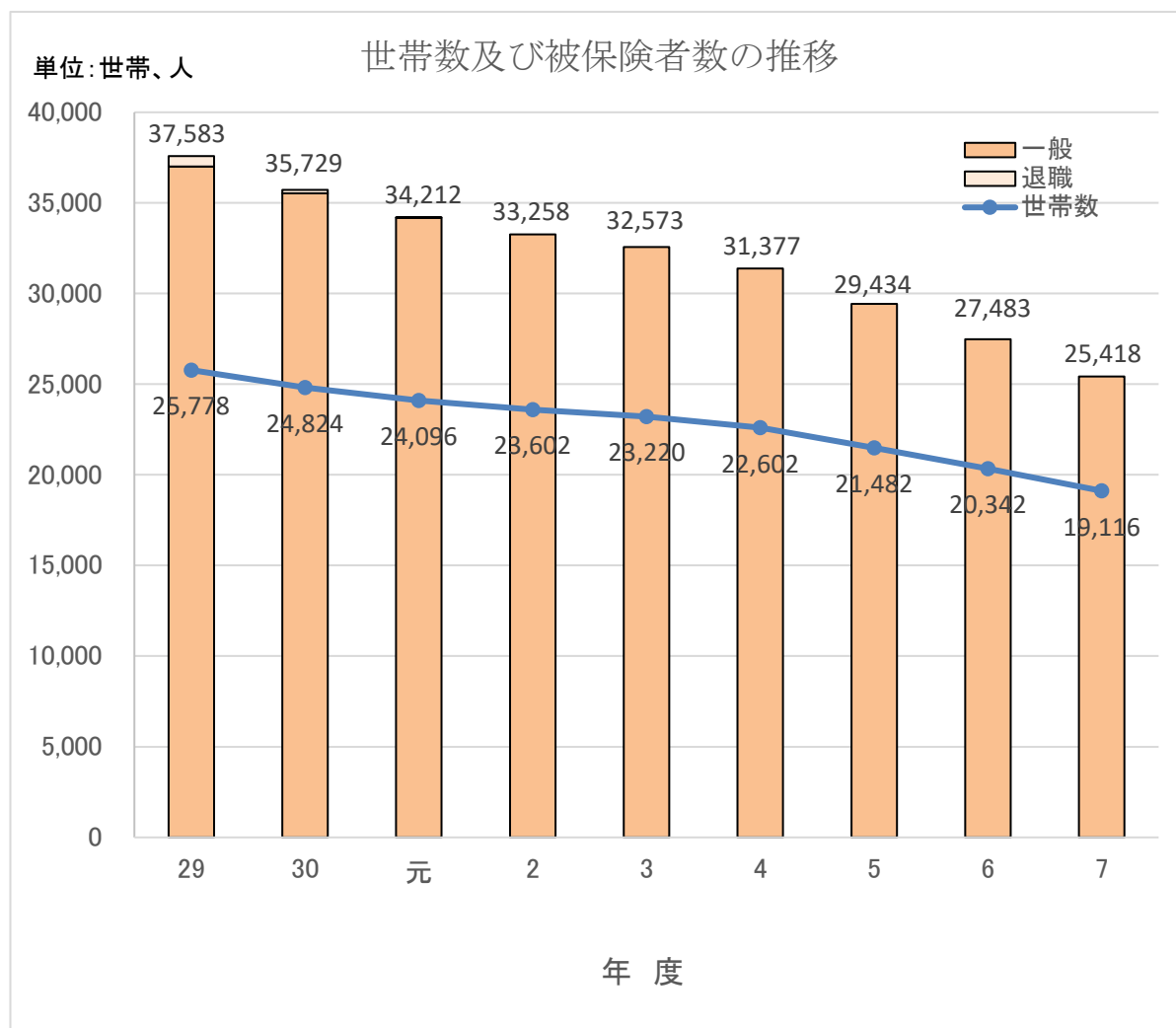
（単位：%）

年 度	合 計	一 般	退 職
29	88.96	88.89	92.75
30	91.74	91.73	93.60
元	92.83	92.82	97.83
2	93.73	93.73	***
3	94.33	94.33	***
4	94.22	94.22	***
5	93.48	93.48	***
6	93.37	93.37	－
7	93.86	93.86	－

※7年度は予算の数値

- ・保険料の確保は国保の安定的運営の根幹であることから、収納率の向上対策を最優先課題として取り組んでいる。
- ・令和6年度は前年度と比較し、収納率において0.11ポイント下回る結果となった。
- ・収納を取り巻く環境は厳しい状況だが、保険料収入の確保は最重要課題であり、滞納処分を強化して収納率の向上を目指す。

世帯数及び被保険者数の推移



世帯数及び被保険者数の推移（年度平均・3-2月ベース）

（単位：世帯、人）

年度	世帯数	被保険者数		
		一般	退職	合計
29	25,778	37,011	572	37,583
30	24,824	35,528	201	35,729
元	24,096	34,179	33	34,212
2	23,602	33,258	0	33,258
3	23,220	32,573	0	32,573
4	22,602	31,377	0	31,377
5	21,482	29,434	0	29,434
6	20,342	27,483	－	27,483
7	19,116	25,418	－	25,418

※7年度は予算の数値

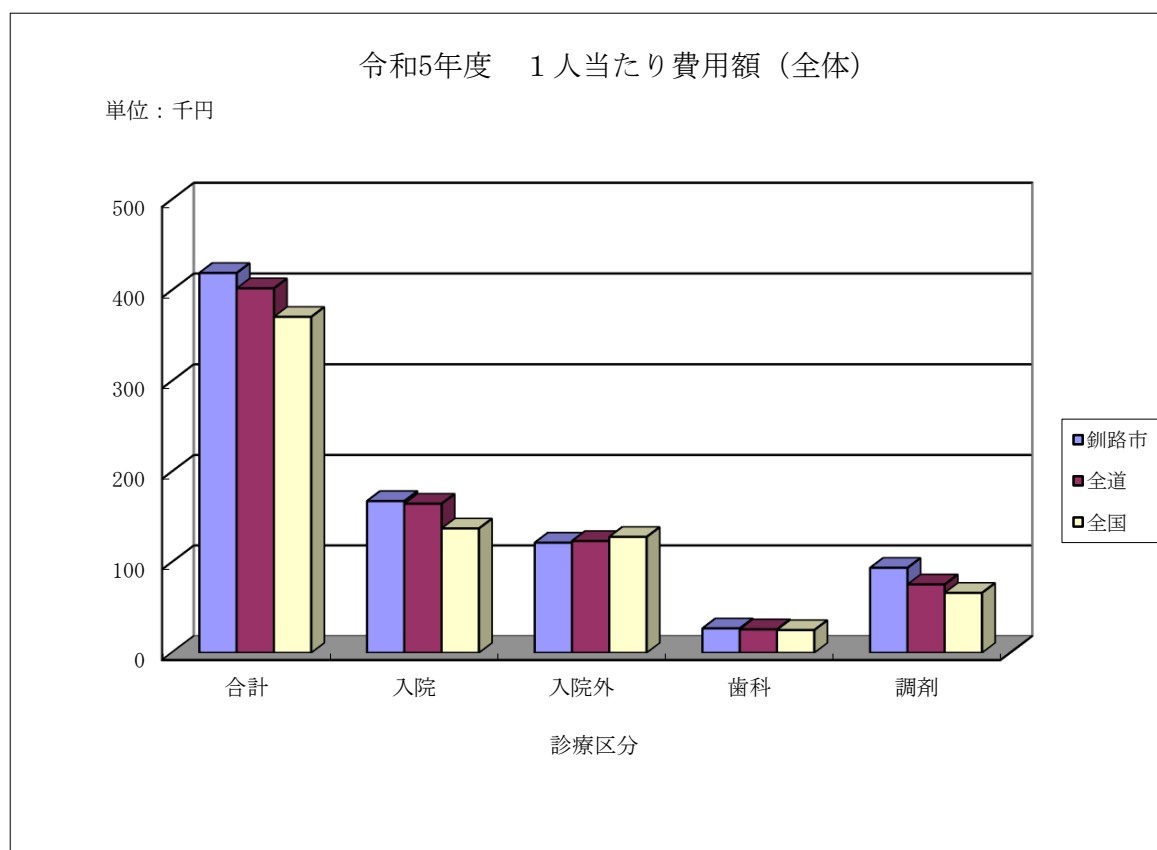
※6年度より退職者医療制度は廃止

1人当たり費用額(令和5年度実績)

(単位:円)

区分	合計	入院	入院外	歯科	調剤
釧路市	446,824	180,826	132,632	28,320	95,891
全道	443,544	181,208	140,988	28,284	82,186
全国	399,950	146,680	143,953	27,656	70,093

※全国の費用額は未公表のため令和4年度の実績値



保健事業の年度別状況

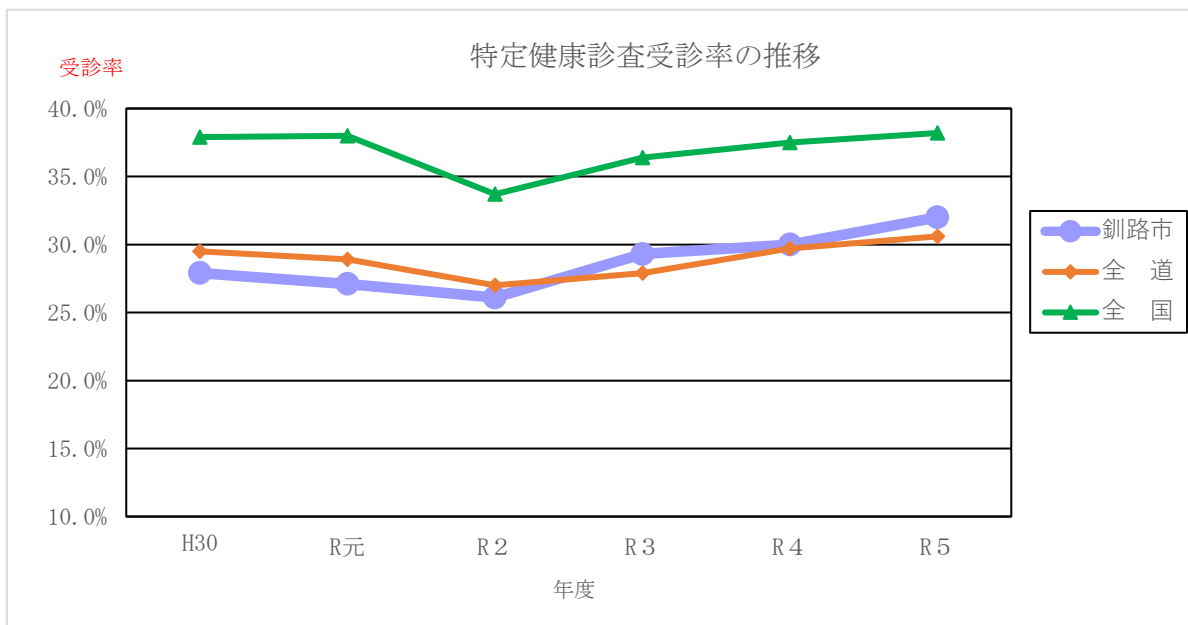
(単位：千円)

	事業名	事業内容	令和4年度実績	令和5年度実績	令和6年度実績	令和7年度予算	備 考
1	くしろ健康まつり (共催)	全市民を対象に、健康アドバイスコーナー、展示コーナー、各種検診コーナー等で健康まつりを開催	10月16日(日)中止 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「くしろ健康まつり」を中止	10月1日(日)開催 体組成分析コーナー (インボディ)	10月20日(日)開催 血糖自己測定・野菜摂取度測定コーナー	10月5日(日)開催予定 血糖自己測定・野菜摂取度測定コーナー	
			0	358	566	657	
2	予防接種事業	高齢者のインフルエンザ及び肺炎球菌の予防や重症化の防止のため、予防接種の助成を行う	インフルエンザ接種 8,085人 肺炎球菌接種 576人	インフルエンザ接種 7,485人 肺炎球菌接種 586人	インフルエンザ接種 6,150人 肺炎球菌接種 155人	インフルエンザ接種 9,384人 肺炎球菌接種 350人	肺炎球菌予防接種は、平成26年度から開始
			17,307	16,238	12,010	18,789	
3	特定健康診査・特定保健指導	特定健康診査によりメタボリックシンドロームの該当者及び予備群を抽出し、保健指導を実施	特定健康診査：6,726人 特定保健指導：419人	特定健康診査：6,732人 特定保健指導：280人	特定健康診査：6,200人 特定保健指導：232人	特定健康診査：6,546人 特定保健指導：537人	平成20年度から開始
			81,280	82,653	81,042	92,333	
4	エイズ予防に関する知識の普及啓発	高校生と関係職種を対象にエイズ予防講座の実施(健康推進課と連携)	・高校生ライフデザイン講座(健康推進課と連携) ・エイズ予防啓発リーフレットの作成及び配布	・高校生ライフデザイン講座(健康推進課と連携) ・エイズ予防啓発リーフレットの作成及び配布	・高校生ライフデザイン講座(健康推進課と連携) ・エイズ予防啓発リーフレットの作成及び配布	・高校生ライフデザイン講座(健康推進課と連携) ・エイズ予防啓発リーフレットの作成及び配布	
			845	869	949	863	
5	医療費通知	医療費の通知やジェネリック医薬品に切り替えた際の差額の通知	・年6回通知(2カ月分) ・ジェネリック医薬品差額通知年3回通知(1カ月分)	・年6回通知(2カ月分) ・ジェネリック医薬品差額通知年3回通知(1カ月分)	・年6回通知(2カ月分) ・ジェネリック医薬品差額通知年3回通知(1カ月分)	・年6回通知(2カ月分) ・ジェネリック医薬品差額通知年3回通知(1カ月分)	
			6,655	6,163	6,935	9,893	
6	各種健康診査等助成費	・特定健康診査のオプション(腹部超音波検査、脳検査、脳脊髄検査) ・歯科検診助成事業	・特定健診のオプション 腹部超音波検査：1,572人 脳検査：616人 脳脊髄検査：372人 ・歯科検診の一部助成：0人	・特定健診のオプション 腹部超音波検査：1,409人 脳検査：499人 脳脊髄検査：301人 ・歯科検診の一部助成：11人	・特定健診のオプション 腹部超音波検査：1,283人 脳検査：472人 脳脊髄検査：270人 ・歯科検診の一部助成：14人	・特定健診のオプション 腹部超音波検査：1,500人 脳検査：500人 脳脊髄検査：350人 ・歯科検診の一部助成：50人	胃がん・骨粗検診料一部助成は平成21年度で廃止
			22,169	18,547	18,703	22,148	
7	健康ポイント事業	健康推進課が実施する釧路市健康ポイント事業の国民健康保険特別会計負担分。 市民の健康づくりの取組に対してポイントを付与し、獲得ポイントに応じ、特典を進呈する。	特典応募者数：104人 当選者数：104人	申込者：2,666人 20ポイント獲得者：315人 20ポイント引換者：150人 10ポイント獲得者：298人 10ポイント引換者：204人	申込者：1,750人 20ポイント獲得者：227人 20ポイント引換者：169人 5ポイント以上獲得者：436人 5～15ポイント引換者：56人	対象：18歳以上の市民 ①10ポイント 健康づくり応援団クーポン券500円×1枚_300人 ②30ポイント 健康づくり応援団クーポン券500円×2枚_75人 ③阿寒丹頂黒毛和牛セット5,000円相当_5人	令和元年度から開始
			40	71	50	75	
		事業費合計(千円)	128,296	124,899	120,255	144,758	

特定健康診査受診率の推移(法定報告値)

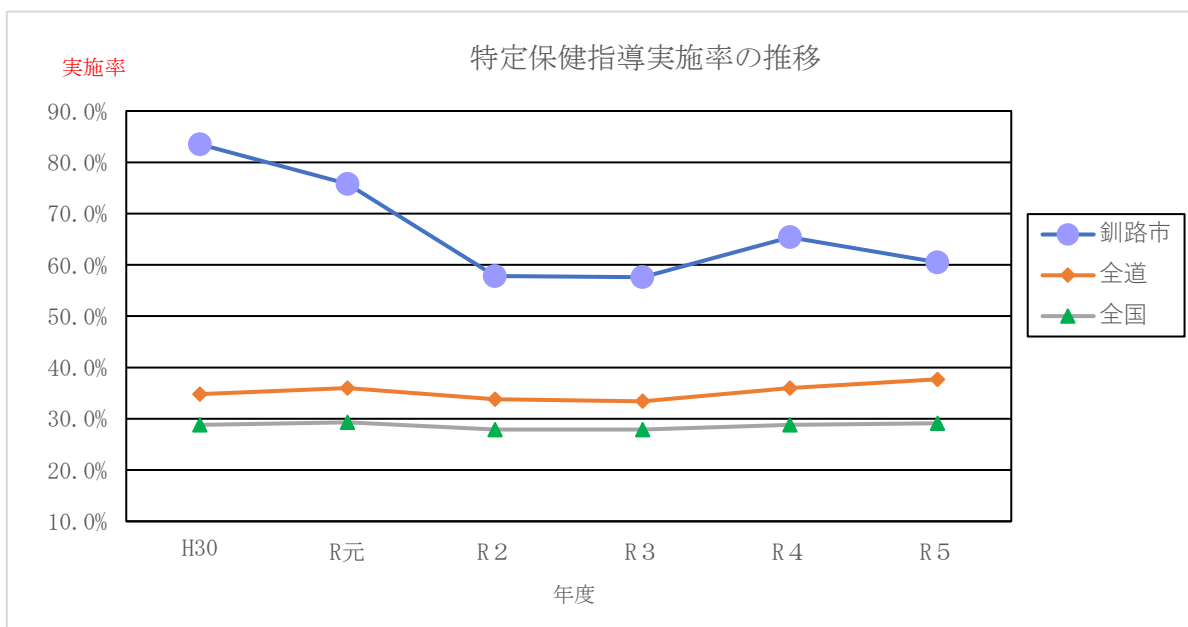
年度	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
釧路市	27.9%	27.1%	26.1%	29.3%	30.0%	32.0%
全 道	29.5%	28.9%	27.0%	27.9%	29.7%	30.6%
全 国	37.9%	38.0%	33.7%	36.4%	37.5%	38.2%

※対象者：40歳以上の国民健康保険被保険者



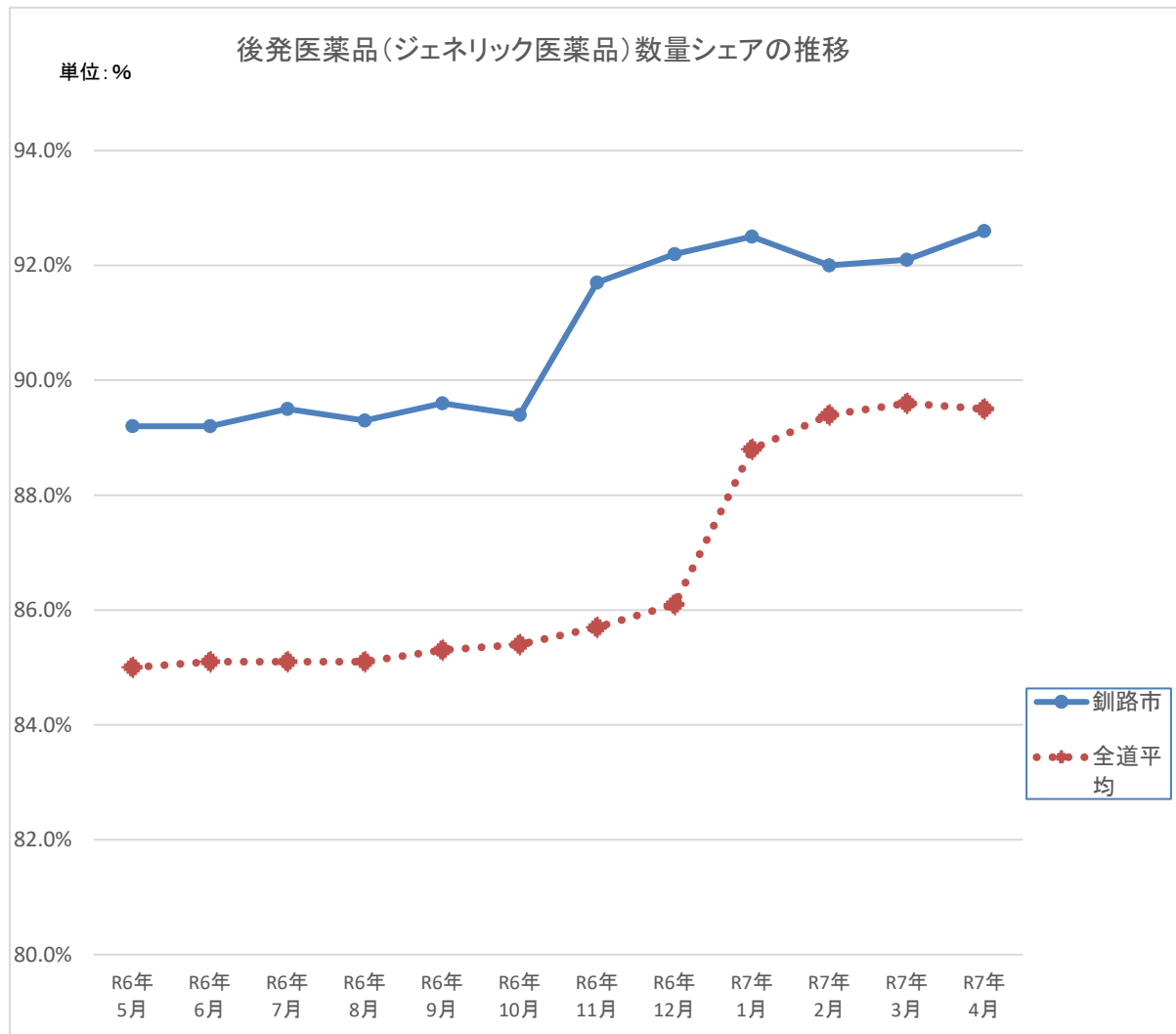
特定保健指導実施率の推移(法定報告値)

年度	H30	R元	R 2	R 3	R 4	R 5
釧路市	83.5%	75.8%	57.8%	57.6%	65.4%	60.5%
全道	34.8%	36.0%	33.8%	33.4%	36.0%	37.7%
全国	28.8%	29.3%	27.9%	27.9%	28.8%	29.1%



後発医薬品（ジェネリック医薬品）数量シェアの推移

年月	R6年 5月	R6年 6月	R6年 7月	R6年 8月	R6年 9月	R6年 10月	R6年 11月	R6年 12月	R7年 1月	R7年 2月	R7年 3月	R7年 4月	年間
釧路市	89.2%	89.2%	89.5%	89.3%	89.6%	89.4%	91.7%	92.2%	92.5%	92.0%	92.1%	92.6%	90.8%
全道平均	85.0%	85.1%	85.1%	85.1%	85.3%	85.4%	85.7%	86.1%	88.8%	89.4%	89.6%	89.5%	86.7%



（後発医薬品の使用割合）

$$\text{使用割合} = \frac{\text{後発医薬品の数量}}{\text{（後発医薬品のある先発医薬品の数量} + \text{後発医薬品の数量）}} \times 100$$

国民健康保険事業の運営に関する協議会（運営協議会）について

運営協議会の仕組み

運営協議会には、次のそれぞれの代表が同数ずつ参加します。

- 1 被保険者を代表する委員
- 2 保険医または保険薬剤師を代表する委員
- 3 公益を代表する委員

なお、昭和59年の改正により退職者医療制度が創設されたことに伴い、退職者医療制度の運営に関し
拠出者側の意向を反映するため、被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができるこ
とになっています。退職者医療制度は令和6年度より廃止となりましたが、釧路市では被用者保険等保
険者の意向の反映が必要と判断し、引き続き委員構成に加えています。また、委員のうち公益代表は、中
立的な立場の人、特定の団体の利益を代表するおそれのない人であって、いわゆる学識経験者というこ
とになります。

委員は、特別職の地方公務員（市町村職員）であって、非常勤とされ、市町村長が任命することになっ
ており、その任命に当たって、議会の同意等は必要ありません。しかし、地方公務員であるため、人事委
員会委員、公平委員会委員との兼務は禁じられておりますが、市町村議会の議員との兼職は差し支えあ
りません。

委員の任期は3年で、欠員により補欠に任命された委員の任期は、前任者の残りの期間とされていま
す。

運営協議会には、会長と、会長に事故があるときに会長の代行をする会長代理（釧路市の場合は副会長
としています。）が置かれ、これは、公益を代表する委員の中から、全委員の選挙によって選任されます。

釧路市国民健康保険事業の運営に関する協議会に関する規定

地方自治法抜粋

第七款 附属機関

第二百二条の三 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

② 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

③ 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

国民健康保険法抜粋

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第一項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。

4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

国民健康保険法施行令抜粋

(国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)

第二条 法第十一条第一項に定める協議会（第五項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもつて組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。

3 法第十一条第二項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代

表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第四条第一項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

（委員の任期）

第三条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第四条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。

高齢者の医療の確保に関する法律

（定義）

第七条

3 この法律において「被用者保険等保険者」とは、保険者（健康保険法第二百二十三条第一項の規定による保険者としての全国健康保険協会、都道府県及び市町村並びに国民健康保険組合を除く。）又は健康保険法第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならない者を組合員とする国民健康保険組合であつて厚生労働大臣が定めるものをいう。

釧路市国民健康保険条例抜粋

第2章 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会

（市の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員の定数）

第2条 市の国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員 3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3人
- (3) 公益を代表する委員 3人
- (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 2人

（規則への委任）

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、規則で定める

釧路市国民健康保険条例施行規則抜粋

（協議会の招集）

第2条 条例第2条に規定する市の国民健康保険事業の運営に関する協議会（以下「協議会」という。）は、必要に応じて市長が招集する。

（会議）

第3条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

（会長及び副会長）

第 4 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、公益を代表する委員のうちから全委員がこれを選挙する。

2 会長は、協議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議録)

第 5 条 会長は、会議録を作成しなければならない。

(委任)

第 6 条 第 2 条から前条までに定めるもののほか、協議会の議事その他運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。